

決算特別委員会次第 第1日

令和3年8月5日(木)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第52号)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決
5. 議案上程(議案第53号から第57号まで)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決

出席委員(16人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
15番 三浦利通	16番 安田健次郎	17番 古仲清尚
18番 吉田清孝		

欠席議員(1人)

13番 船橋金弘

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

説明のため出席した者

市長 菅原広二 副市長 佐藤博

監査委員(議会選出)	米 谷 勝	監査委員(非常勤)	鈴 木 誠
監査事務局長	佐藤 静代	病院事務局長	三浦 大成
同 副 事務局長	佐藤 一明	同事務局長補佐	佐 沢 由美子
企 業 局 長	佐藤 孝悦	企業局管理課長	三浦 幸樹
同 主 幹	加藤 明人	同 主 幹	三浦 広光
同 副 主 幹	栄田 親	同 副 主 幹	杉山 真一
ガス上下水道課長	小野 肇	同 主 幹	斉藤 清彦
同 主 幹	鎌田 武志	同 副 主 幹	高 桑 康
同 副 主 幹	畠山 靖隆		

午前10時02分 開 会

○年長委員（佐藤巳次郎） おはようございます。

これより決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日、船橋委員から欠席の届出、笹川委員からは遅れて出席となる届出があります。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○年長委員（佐藤巳次郎） ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○年長委員（佐藤巳次郎） ご異議なしと認めます。よって、当席において指名するこ

とに決しました。

委員長には、中田敏彦委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました中田敏彦委員を、委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○年長委員(佐藤巳次郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中田敏彦委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

○委員長(中田敏彦) 皆さん、おはようございます。

ただいま決算特別委員長に指名いただきました中田敏彦です。不慣れでございますが、皆様方からのご協力をいただきながら委員長の職務を務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

午前10時05分 再 開

○委員長(中田敏彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) 異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、当席において指名することに

決しました。

副委員長には、佐々木克広委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました佐々木克広委員を、副委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木克広委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時07分 再 開

○委員長(中田敏彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。三浦男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長(三浦大成) おはようございます。

ご説明に先立ちまして、本年5月に当院で発生いたしました新型コロナウイルス感染症クラスターの収束につきまして、この場をお借りしまして、改めてご報告いたします。

当院では、5月10日の感染判明を1例目とするクラスターが発生いたしました。6月14日の感染者の発生以降、新たな感染発生がなく14日経過したことから、同月28日にクラスターが収束したものと判断し、翌日より通常業務を再開いたしました。

再開後は、入館者への検温の実施、入院受け入れ時のPCR検査の実施等、徹底した感染予防策を講ずるとともに、電話診療を一部継続し、院内の混雑緩和を図りつつ診療を行っております。

クラスター発生の際には、議員の皆様をはじめ市民の皆様に対し、多大なご不便とご心配をおかけいたしました。改めておわび申し上げますとともに、深いご理解と力

強いご支援に対しまして、心より感謝申し上げます。

再び全国的に感染が拡大し、収束が見通せない状況ではございますけれども、当院といたしましては、今般の厳しい経験を踏まえまして、一層徹底した感染予防策を講じつつ、皆様に安心してご来院いただけますよう、スタッフ一同努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、着席の上、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、令和2年度の病院事業の概況について申し上げます。

恐れ入りますが決算書の17ページをお願いいたします。

令和2年度男鹿みなと市民病院事業報告書でございます。

(1) 総括事項、(イ)の診療科目であります。

診療科目につきましては、内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科及び放射線科の13科を標榜し、許可病床数145床を有する市内唯一の総合病院として、また、へき地医療の拠点として医療体制の充実に努めております。

医師の動向につきましては、令和2年度に内科医1名が新たに入職したことによりまして、常勤医師14名の体制となっております。

急激な人口減少、少子高齢化の進行に伴い、今後ますます経営環境が厳しくなることが想定される中、引き続き自治体病院として地域医療の中核的役割を担うべく、令和元年度におきまして男鹿みなと市民病院経営改善計画を策定し、以後、経営改善に取り組んでおります。

計画初年度の令和2年度は、診療単価の適正化、訪問看護事業の立ち上げ、地域包括ケア病床の病棟化に取り組んだほか、市民アンケート調査も実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、外来収益が減少したものの年度後半からは、経営改善の取組による効果の発現により、医業収支の改善が見られたところでございます。

次に、(ロ)の患者の利用状況についてであります。

入院では、延べ患者数が4万1,529人、1日平均では113.8人、病床利用率は78.5パーセント、前年度と比較し、患者数は528人、1.3パーセントの減、外来では延べ患者数が6万9,269人で、前年度と比較し7,799人、10.1パーセントの減となっております。

患者1人当たりの診療単価は、入院が3万2,805円で、前年度と比較し1,708円の増、外来が1万683円で、549円の増となっております。

次に、(ハ)の建設改良についてであります。

令和2年度は電気設備の改修工事等を行ったほか、より安全な医療を提供するための医療備品として、高圧除菌滅菌装置など22件、その他備品8件を整備してございます。

次に、(ニ)の財政面についてであります。

総収益は25億6,966万8,587円で、前年度と比較し39万6,375円、0.1パーセントの増となっております。

内訳といたしましては、入院収益が13億6,233万8,315円で、前年度と比較し5,450万2,064円、4.2パーセントの増収、外来収益は7億4,001万4,847円で、4,099万4,409円、5.2パーセントの減、その他医業収益は1億1,463万4,584円で、1,072万3,843円、10.3パーセントの増収となっております。

医業外収益は3億5,268万841円で、前年度と比較し3,216万4,877円、10.0パーセントの増となっております。

一方、総費用でございますけれども、25億2,540万5,409円で、前年度と比較し2,894万3,992円、1.1パーセントの減となっており、内訳といたしましては、医業費用が24億89万9,346円で、前年度と比較し2,415万5,436円、1.0パーセントの減、医業外費用は1億2,450万6,063円で、前年度と比較し478万8,556円、3.7パーセントの減となっております。

この結果、単年度で4,426万3,178円の純利益の計上となったものであります。

次に、(ホ)でございますけれども、令和2年度は不良債務がございませんでした

ので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率、こちらは生じなかったものでございます。

概況は以上であります。

続きまして、決算報告書の説明をいたします。

恐れ入りますが、2ページ、3ページにお戻りいただきますよう、よろしく願いいたします。

令和2年度男鹿みなと市民病院事業決算報告書であります。

この決算報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

(1)の収益的収入及び支出であります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は、予算額の合計25億8,044万5,000円に対しまして決算額は25億7,716万9,640円となり、予算額に対し327万5,360円の減となっております。

備考欄でありますけれども、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税は、750万1,053円であります。

次に、下の表の支出でありますけれども、第1款病院事業費用は、予算額の合計26億2,837万6,000円に対しまして決算額は25億3,290万6,462円で、不用額が9,546万9,538円となっております。

備考欄であります。決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は、7,712万934円あります。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は、予算額の合計2億7,101万1,000円に対しまして決算額は2億6,314万2,700円となり、予算額に対し786万8,300円の減となっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、予算額の合計3億9,188万4,000円に対しまして決算額は3億8,003万8,198円で、不用額が1,184万5,802円となっております。

備考欄であります。決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は、707万4,228円あります。

次に、財務諸表の説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。

令和2年度男鹿みなと市民病院事業損益計算書であります。

まず、1の医業収益は、入院及び外来収益と一般会計負担金及び室料差額収益などのその他医業収益で22億1,698万7,746円、2の医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費及び研究研修費で24億89万9,346円、3の医業外収益は、預金利息などの受取利息配当金、一般会計からの負担金及び補助金、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制支援補助金など国県補助金、長期前受金戻し入れ及び電話料、建物使用料などのその他医業外収益で3億5,268万841円、4の医業外費用は、企業債などの支払利息及び消費税納税額などの雑損失で1億2,450万6,063円となっております。

1の医業収益と3の医業外収益、こちらを合わせました収益合計は25億6,966万8,587円、2の医業費用と4の医業外費用を合わせました費用合計は25億2,540万5,409円で、この結果、下から4行目の経常利益でございますけれども、こちらにつきましては4,426万3,178円の黒字となり、当年度は同額の純利益となったものでございます。これに前年度からの繰越欠損金16億5,672万6,078円を加えました当年度未処理欠損金、こちら最下段ですけれども、こちらが16億1,246万2,900円となるものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちら欠損金計算書でございます。

まず、表の一番左の資本金であります。自己資本金では、内訳は過去の減債積立金及び建設改良積立金の取崩し分で、一番下の行の当年度末残高は、一番上の前年度末残高と変わらず2,849万924円となっております。

次に、表の中ほど、資本剰余金合計は、一番上の前年度末残高2億599万50円に、下から3行目の土地に係る企業債元金償還に対する一般会計からの負担金820万3,000円、こちらを加えて、一番下の当年度末残高は2億1,419万3,050円となっております。

表の右から2列目の利益剰余金合計は、前年度末の未処理欠損金残高、こちらマイナス16億5,672万6,078円に、下から2行目の当年度純利益4,426万3,178円を加え、一番下の当年度末残高は、マイナス16億1,246万2,900円となっております。

00円となり、表の右下の資本合計年度末残高は、マイナス13億6,977万8,926円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

未処理欠損金の当年度末残高は16億1,246万2,900円であり、全額、翌年度に繰り越されるものでございます。

13ページをお願いいたします。

こちら、令和2年度の年度末時点での貸借対照表でございます。

資産の部、1、固定資産であります、(1)有形資産では、土地、建物、構築物、機械、備品並びに車両の取得額の合計63億2,005万7,509円から減価償却累計額の合計44億8,949万2,052円を差し引きました合計額、こちらにつきまして、表の中ほどの有形固定資産合計で18億3,056万5,457円、

(2)の投資は、医師等修学資金貸付金で、9名分、こちら4,120万4,000円で、有形固定資産と投資を合わせました固定資産合計は18億7,176万9,457円となっております。

次に、2の流動資産であります、(1)の現金預金が1億1,757万1,136円、(2)の未収金は、主に2月・3月分の入院・外来の診療報酬で、貸倒引当金35万3,829円を差引き、3億5,866万3,358円、(3)の貯蔵品は、医薬品及び診療材料で3,309万816円となり、流動資産の合計は5億932万5,310円となり、固定資産と流動資産を合わせました一番下の資産合計、こちらは23億8,109万4,767円となっております。

次のページをお願いいたします。

負債の部であります。

3の固定負債は、(1)の企業債が病院移転新築事業費及び医療機器等整備費で15億7,456万5,597円、(2)引当金は、退職給付引当金で3億3,897万5,000円、これらを合わせました固定負債の合計は19億1,354万597円となっております。

4の流動負債は、(1)の企業債が令和3年度の償還予定額で2億8,720万7,717円であります。(2)の一時借入金で2億9,000万円、(3)の未払金は、

薬品及び診療材料費のほか委託料など一般経費で1億438万1,570円、(4)の預り金は、職員の所得税・住民税などで953万28円、(5)の引当金は、職員の賞与と、それに伴う法定福利費の引当金で7,504万5,000円、以上を合わせました流動負債の合計額は7億6,616万4,315円となっております。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金が14億6,023万4,945円で、(2)の収益化累計額3億8,906万6,164円を差引き、繰延収益合計額は10億7,116万8,781円となるものであります。

次に、資本の部であります。

6の資本金、7の剰余金及び欠損金につきましては、先ほど欠損金計算書でご説明を申し上げておりますので内容は省略させていただきますけれども、下から2行目、こちら資本金と剰余金を合わせました資本合計は、マイナス13億6,977万8,926円、また、一番下の行、負債と資本を合わせました負債資本合計は、資産合計と同額の23億8,109万4,767円となっております。

以上で、議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算につきまして説明を終わらせていただきますが、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中田敏彦） 次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） おはようございます。

それでは、令和2年度男鹿市公営企業会計決算に関する審査意見をご報告させていただきます。

恐れ入りますが、座って報告させていただきますので、ご了承願います。

公営企業会計の決算審査は、令和3年7月5日に男鹿みなと市民病院事業会計、7月6日に企業局の各事業会計の審査を実施いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類が、地方公営企業法及び関係諸法令並びに企業の財務に関する諸規則に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、決算の計数は正確であるか、といった観点から審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率の審査も併せて実施いたしまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書

類が適正に作成されているか、慎重に審査いたしました。

それでは、男鹿みなと市民病院事業会計についてご説明いたします。

お手元に配付しております令和2年度男鹿市公営企業会計決算審査意見書及び令和2年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見書をご覧いただきたいと思います。

まずは、決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算でございます。

審査の結果であります、2ページをお開きください。

決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式により作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、事業の令和3年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、損益計算書など、主なものについてご説明をいたします。

先ほどの病院の説明と重なる部分もあると思いますが、ご了承願いたいと思います。

次の3ページをご覧いただきたいと思います。

みなと市民病院事業の概要についてであります、年間患者数は、入院が4万1,529人で、前年度より528人の減、外来が6万9,269人で、前年度より7,799人の減となっております。また、病床利用率は78.5パーセントで、前年度より0.7ポイント減少しております。

6ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。

表の下の説明をご覧になっていただきたいと思います。

アであります、医業収益22億1,698万7,746円に対し、医業費用は24億89万9,346円で、この結果、医業損失が1億8,391万1,600円となりますが、前年度より4,838万6,934円の増益となっております。

イであります、医業外収益3億5,268万841円に対し、医業外費用は1億2,450万6,063円で、この結果、2億2,817万4,778円の利益となり、前年度より3,695万3,433円の増益となっております。

ウであります、総収益は25億6,966万8,587円、総費用は25億2,

5 4 0 万 5, 4 0 9 円で、純利益が4, 4 2 6 万 3, 1 7 8 円となり、前年度より2, 9 3 4 万 3 6 7 円の増益となっております。

次の7ページをご覧ください。

(3) の人件費の医業収益に対する割合でございますが、63.4パーセントで、前年度より0.1ポイント増加しております。

11ページをご覧ください。

(2) の財務比率であります。各比率についての説明は下の注意書きをご覧ください。なっていたきたいと思います。

一つ目の流動比率でございますが、66.5パーセントで、前年度より5.8ポイント上昇しております。

次の自己資本構成比率はマイナス12.5パーセントで、前年度より6.9ポイント上昇しております。

三つ目の固定資産対長期資本比率は115.9パーセントで、前年度より2.8ポイント低下しております。

次の累積欠損金比率は72.7パーセントで、前年度より2.9ポイント低下しております。

それから、次の資金不足比率でございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標でございますけれども、令和3年度まで3年連続で発生していましたが、当年度は発生しておりません。

次に、13ページをお開き願います。

6のむすびでございますが、朗読させていただきたいと思います。

以上、令和2年度の男鹿みなと市民病院事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益25億6,966万8,587円に対して、総費用が25億2,540万5,409円で、差引4,426万3,178円となり、2年連続の黒字決算となった。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外来患者数が大きく落ち込む中で、当年度からスタートした「男鹿みなと市民病院経営改善計画」に基づき、診療単価の向上や地域包括ケア病床の病棟化、訪問看護事業等に取り組んだことによって、

入院収益等が増加したことなどによるものである。

累積欠損金は、16億1,246万2,900円と多額である。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足は、4年ぶりに解消している。

ここ数年の市の一般会計からの繰入金を見ると、総額で5億円を超えており、市の財政を圧迫する大きな要因となっていることから、医業収益等の改善によって繰入金への依存度を可能な限り低下させることが喫緊の課題となっている。

このため、経営改善計画を着実に進める「経営改善プロジェクト」に続き、市民アンケート調査の結果等を病院運営に反映させる「選ばれる病院プロジェクト」も始動しているが、令和3年5月に当院でコロナウイルス感染のクラスターが発生したことから、一部の活動が停止を余儀なくされるなど、影響が及んでいる。

コロナ禍の早期の収束が待たれる中、一体的な取組体制を強固にするとともに、市との連携も図りながら、できることを一つ一つ着実に実行し、経営改善につなげることによって、市民の多様なニーズに応えることができる、本市唯一の総合病院としての機能を発揮するよう期待したい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和2年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、男鹿みなと市民病院事業会計について、ご説明いたします。

審査は令和3年7月5日に実施いたしました。その結果でございますが、2ページの表のとおり、審査に付された資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（中田敏彦） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（中田敏彦） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（中田敏彦） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、男鹿みなと市民病院事業の審査を終了いたしました。

説明員交替のため、10時45分まで休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時44分 再 開

○委員長（中田敏彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号令和2年度男鹿市上水道事業会計決算の認定についてから議案第57号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定についてまで、議題いたします。

当局の補足説明を求めます。佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） お疲れさまでございます。

私から企業局に係る議案第53号から議案第57号までの各事業会計決算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、議案第53号令和2年度男鹿市上水道事業会計の決算についてご説明いたします。

決算書の22ページをお願いいたします。

上水道事業の決算概況についてであります。

（1）総括事項。

（イ）の給水状況であります。年度末の給水戸数は1万1,807戸で、前年度と比較し、78戸、0.7パーセント減少し、給水区域内における普及率は97.9パーセントとなっております。

年間有収給水量は、280万6,721立方メートルで、前年度と比較し、13万3,601立方メートル、4.5パーセント減少し、有収率は72.6パーセントとなっております。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う男鹿市観光関連事業者支援事業による上水道料金免除前の有収率は74.2パーセントであります。

(ハ)の財政状況であります。

詳細につきましては、財務諸表等でご説明申し上げますが、概況といたしまして、まず、収益的収支においては、前年度と比較し、収入では1,225万1,349円減額の5億7,448万706円、支出では207万9,881円減額の5億8,436万709円となり、この結果、単年度収支では988万3円の純損失となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因としては、給水収益の減額によるものであります。

また、支出の主な減額要因は、支払利息などの減額によるものであります。

(ニ)の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率については、令和2年度の上水道事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、8ページをお願いします。

8ページから11ページは決算報告書についてであります。

なお、報告書の内容につきましては、いずれも款についてご説明いたします。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款、事業収益の決算額は6億2,421万9,279円で、前年度と比較し、852万7,828円の減額、また支出では、第1款事業費用の決算額は6億1,808万2,573円で、前年度と比較し、159万2,774円の減額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、10ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は1億3,768万4,039円で、

前年度と比較し、4,915万7,551円の増額、また、支出では、第1款資本的支出の決算額は4億1,065万150円で、前年度と比較し、4,263万4,132円の増額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額2億7,296万6,111円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

15ページをお願いいたします。

15ページは、損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

はじめに、収益であります。

上段、1の営業収益は5億1,280万2,217円、主なものは(1)の給水収益で、前年度と比較し、2,753万3,560円減収の4億9,020万8,200円となっております。

中段、3の営業外収益は6,025万3,836円で、以上2項目を加えた総収益は5億7,305万6,053円となっております。

次に、費用であります。2の営業費用は5億4,299万6,360円で、前年度と比較し、26万2,946円の減額となっております。これに、4の営業外費用を加えた総費用は5億8,436万709円となっております。

この結果、当年度の純損失は、表の下から4行目に記載のとおり、988万3円となっております。

次のページをお願いいたします。

16ページ、17ページは、剰余金計算書であります。剰余金計算書は、剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表すものであります。

はじめに、資本金であります。動きはなかったものであります。

次に、資本剰余金であります。

資本剰余金は、令和2年度、新たに負担金の受入れ136万9,000円を加え、資本剰余金合計は11億9,049万792円となっております。

次に、利益剰余金であります。

利益剰余金は、未処分利益剰余金の欄中の、マイナス表示の金額は、昨年度決算に

において資本金への組み入れ及び減債積立金などへ積み立てられたものであります。

令和2年度においては、減債積立金などを取り崩し及び純損失988万3円を差し引き、利益剰余金合計は3億1,160万5,017円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より851万1,003円減少し、34億3,219万6,808円となるものです。

次のページをお願いいたします。

18ページは、欠損金処理計算書（案）であります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって欠損金を処理するもので、当年度未処理欠損金237万1,843円に、資本的収支の補填財源として使用した減債積立金及び建設改良積立金750万8,160円を加えた988万3円は、利益積立金を取り崩し、欠損金を処理するものであります。

次のページをお願いいたします。

19ページは、貸借対照表であります。

はじめに、資産の部であります。

1の固定資産では、(1)有形固定資産の合計は、表中の中程になりますが、65億2,116万3,225円、(2)無形固定資産の合計は、102万4,200円で、固定資産の合計は、前年度と比較し7,436万877円減の65億2,218万7,425円となっております。

2の流動資産では、(1)現金預金は2億7,547万732円、(2)未収金は4,908万8,369円などで、流動資産の合計は、前年度と比較し、1,616万8,795円減の3億3,732万835円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、9,052万9,672円減額の68億5,950万8,260円となっております。

次のページをお願いいたします。

20ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和2年度末未償還残高から令和3年度償還予定額を差し引いた残高18億8,862万9,578円、引当金1,025万9,000円は、浄水場ろ過池更生費の積立金であります。

4の流動負債の企業債1億5,896万9,317円は、令和3年度の企業債償還

予定額であります。未払金1,032万9,343円は、3月分の委託料及び消費税納税額などであります。また、引当金697万6,233円は賞与引当金、預り金703万8,402円は、ガス料金などであります。

5の繰延収益の長期前受金は、償却資産を取得又は改良するに当たり、補助金や負担金による場合、計上するもので、24億3,709万4,132円で、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額10億9,198万4,553円を控除した繰延収益の合計額は、13億4,510万9,579円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金19億3,010万999円であります。

7の剰余金は、剰余金計算書でご説明申し上げましたように、資本剰余金合計は11億9,049万792円、これに利益剰余金合計3億1,160万5,017円を加えた剰余金合計は15億209万5,809円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、下から2行目、34億3,219万6,808円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産の合計同様、68億5,950万8,260円となっております。

以上で、議案第53号令和2年度男鹿市上水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第54号令和2年度男鹿市ガス事業会計の決算についてご説明いたします。

60ページをお願いいたします。

ガス事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ)の供給状況であります。年度末の供給戸数は9,460戸で、前年度と比較し、127戸、1.3パーセント減少し、供給区域内における普及率は69.9パーセントとなっております。また、年間総販売量は、252万6,504立方メートルで、前年度と比較し、8,362立方メートル、0.3パーセント増加しております。

(ロ)の保安対策であります。ガス事業法に定められている内管漏えい検査及び

消費機器調査を3,428戸の需要家で実施し、保安の確保に努めております。

(二)の財政状況であります。

まず、収益的収支においては、前年度と比較し、収入では3,087万702円減額の4億8,390万7,994円、支出では3,078万9,006円減額の5億1,115万8,878円となり、この結果、単年度収支では2,725万884円の純損失となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因としては、ガス売上の減額によるものであります。また、支出の主な減額要因は、原料費などが減額になったことによるものであります。

(ホ)の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率については、令和2年度のガス事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、46ページをお願いいたします。

46ページから49ページは、決算報告書についてであります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款ガス事業収益の決算額は5億2,853万5,137円で、前年度と比較し、2,813万5,417円の減額、第2款加茂地区ガス事業収益の決算額は255万2,676円で、前年度と比較し、77万8,372円の増額で、収入の合計は5億3,108万7,813円となっております。

また支出では、第1款ガス事業費用の決算額は5億3,089万1,630円で、前年度と比較し、2,250万7,007円の減額、第2款加茂地区ガス事業費用の決算額は152万4,281円で、前年度と比較し、23万4,718円の増額で、支出の合計は5億3,241万5,911円となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、48ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款ガス事業資本的収入の決算額は2,648万6,000円で、前年度と比較し、3,325万3,000円の減額、また支出では、第1款ガス事業資本的支出及び第2款加茂地区ガス事業資本的支出を合わせ、9,822万5,

297円で、前年度と比較し、6,349万2,683円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額7,173万9,297円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分と当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

53ページをお願いいたします。

53ページは損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

はじめに、収益であります。1の製品売上はガスの売り上げで4億904万3,510円で、前年度と比較し、3,161万9,895円の減収となっております。

次に、中ほどの5の営業雑益は5,444万5,469円、7の営業外収益は2,041万9,015円で、以上3項目を加えた総収益は4億8,390万7,994円となっております。

次に、費用であります。2の売上原価は2億380万7,856円、3の供給販売費は2億2,453万4,481円、4の一般管理費は4,060万8,534円、6のその他営業費用は4,038万4,550円、8の営業外費用は182万3,457円で、以上5項目を加えた総費用は5億1,115万8,878円となっております。

この結果、表の下から4行目に記載のとおり、2,725万884円の純損失となっております。

次のページをお願いいたします。

54ページ、55ページは、剰余金計算書であります。

はじめに、資本金及び資本剰余金であります。ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

利益剰余金は、利益積立金及び未処分利益剰余金の欄中のマイナス表示の金額は、昨年度決算において資本金への組み入れ及び利益積立金の取り崩したものであります。

令和2年度においては、純損失2,725万884円分を減じ、7,687万2,327円となっております。これにより、資本合計は前年度末残高より2,725万884円減少し、10億8,524万1,530円となるものです。

次のページをお願いいたします。

56 ページは、欠損金処理計算書（案）であります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって欠損金を処理するもので、当年度未処理欠損金2,281万1,021円に資本的収支の補填財源として使用した建設改良積立金443万9,863円を加えた2,725万884円は減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金を取り崩し、欠損金を処理するものであります。

次のページをお願いいたします。

57 ページは、貸借対照表であります。

はじめに、資産の部であります。

1の固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、13億1,967万2,012円であります。

2の流動資産の合計は、下から2行目、2億6,693万1,004円で、内訳の主なものは、現金預金が1億9,397万490円で未収金5,708万197円などとなっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、5,222万8,867円減額の15億8,660万3,016円となっております。

次のページをお願いいたします。

58 ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和2年度末未償還残高から令和3年度償還予定額を差し引いた残高2億5,291万9,147円で、引当金2,701万円は、ガスホルダーの開放検査費用の積立金であります。

4の流動負債の企業債1,499万1,782円は、令和3年度の企業債償還予定額であります。未払金2,877万2,179円は、3月分の原料ガス代金などあります。

5の繰延収益であります。長期前受金12億9,500万3,849円から減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額11億2,515万6,981円を控除した額は1億6,984万6,868円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している5億136万1,486円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金10億465万7,692円、7の剰余金は、剰余金計算書でご説明申し上げましたように、資本剰余金の合計は371万1,511円で、これに利益剰余金合計7,687万2,327円を加えた剰余金の合計は8,058万3,838円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、下から2行目、10億8,524万1,530円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産の合計同様、15億8,660万3,016円となっております。

以上で、議案第54号令和2年度男鹿市ガス事業会計決算の説明を終らせていただきます。

次に、議案第55号令和2年度男鹿市下水道事業会計の決算についてご説明いたします。

94ページをお願いいたします。

はじめに、下水道事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ)の排水処理状況であります。年度末の排水戸数は5,934戸で、前年度と比較し、60戸、1.0パーセント増加し、排水区域内の普及率は72.0パーセントとなっております。

また、年間有収水量は140万9,414立方メートルで、前年度と比較し、1万4,798立方メートル、1.1パーセント増加し、有収率は100パーセントとなっております。

(ロ)の財政状況であります。収益的収支においては、前年度と比較し、収入では61万3,685円減額の8億5,736万6,793円。

支出では、1,511万8,086円増額の7億7,636万3,673円となり、この結果、単年度収支では8,100万3,120円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因としては、他会計補助金などの減額によるものであります。また、支出の主な増額要因は、委託料などの増額によるものであります。

(ハ) の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率については、令和2年度の下水道事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、80ページをお願いいたします。

80ページから83ページは決算報告書についてであります。

(1) の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は8億8,125万186円で、前年度と比較し205万1,673円の増額。また、支出では、第1款事業費用の決算額は8億561万970円で、前年度と比較し、3,154万3,655円の増額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、82ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は7億1,338万7,470円で、前年度と比較し、2,553万2,410円の増額。また、支出では、第1款資本的支出の決算額は10億4,110万6,394円で、前年度と比較し、3,740万8,544円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額3億2,771万8,924円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

87ページをお願いいたします。

87ページは、損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

はじめに、収益であります。

1の営業収益は、3億696万6,230円で、前年度と比較し、471万2,880円の増収となっております。

次に、中ほど、3の営業外収益は、5億5,040万563円で、以上2項目を加えた総収益は、8億5,736万6,793円となっております。

次に、費用であります。

2の営業費用は、6億4,033万3,784円。

4の営業外費用は、1億3,602万9,889円で、以上2項目を加えた総費用は、7億7,636万3,673円となっております。

この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、8,100万3,120円となっております。

次のページをお願いいたします。

88ページ、89ページは、剰余金計算書であります。

はじめに、資本金及び資本剰余金であります。ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

利益剰余金は、未処分利益剰余金の欄中のマイナス表示の金額は、昨年度決算において資本金への組み入れ及び減債積立金などへ積み立てしたものであります。

令和2年度においては、減債積立金などを取り崩した一方で、純利益8,100万3,120円を加え、利益剰余金合計は9,986万7,792円となっております。これにより、資本合計は、前年度末残高より8,100万3,120円増加し、5億1,715万159円となるものです。

次のページをお願いいたします。

90ページは剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金9,881万7,075円のうち、資本金への組み入れ7,132万8,422円、減債積立金へ2,548万8,653円、建設改良積立金へ200万円を、それぞれ積み立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

91ページは貸借対照表であります。

はじめに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、150億8,947万2,433円で、前年度と比較し、4億4,352万1,820円の減額。

(2)無形固定資産の合計は、8億5,954万3,246円で、前年度と比較し、

1, 378万5, 837円の減額で、固定資産の合計は159億4, 901万5, 679円となっております。

2の流動資産の合計は、下から2行目、7, 415万6, 872円で、内訳の主なものは、現金預金3, 988万5, 264円などとなっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、4億2, 398万9, 154円減額の160億2, 317万2, 551円となっております。

次のページをお願いいたします。

92ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和2年度末未償還残高から令和3年度償還予定額を差し引いた残高80億7, 180万1, 465円であります。

4の流動負債の企業債7億4, 962万7, 953円は、令和3年度の企業債償還予定額であります。未払金4, 312万4, 622円は、消費税納税額や委託料、流域下水道維持管理負担金などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金82億2, 398万7, 336円から減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額15億8, 501万1, 864円を控除した合計額は66億3, 897万5, 472円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している155億602万2, 392円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金4億47万7, 822円であります。

7の剰余金は、剰余金計算書で申し上げましたように、資本剰余金合計は1, 680万4, 545円で、これに利益剰余金合計9, 986万7, 792円を加えた剰余金合計は1億1, 667万2, 337円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、5億1, 715万159円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、160億2, 317万2, 551円となっております。

以上で、議案第55号令和2年度男鹿市下水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計の決算についてご説明

いたします。

146ページをお願いいたします。

はじめに、農業集落排水事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ) の排水処理状況であります。

年度末の排水戸数は387戸で、前年度と比較し、5戸、1.3パーセント減少し、排水区域内の普及率は4.4パーセントとなっております。

また、年間有収水量は、8万5,395立方メートルで、前年度と比較し、138立方メートル、0.2パーセント増加し、有収率は98.7パーセントとなっております。

(ロ) の財政状況であります。

収益的収支においては、前年度と比較し、収入では683万2,977円増額で1億732万9,775円、支出では892万7,230円増額で8,228万6,380円となり、この結果、単年度収支では2,504万3,395円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で増額となった主な要因は、他会計補助金などの増額によるものであります。また、支出で増額となった主な要因は、修繕費などの増額によるものであります。

(ハ) の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率については、令和2年度の農業集落排水事業会計決算では、不良債務がないことから生じないものであります。

次に、132ページをお願いいたします。

132ページから135ページは決算報告書についてであります。

(1) の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は1億875万6,638円で、前年度と比較し、700万4,680円の増額。また、支出では、第1款事業費用の決算額は8,330万6,843円で、前年度と比較し、869万2,533円の増額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、134ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は300万円、また、支出では、第1款資本的支出の決算額は、4,636万8,157円で、前年度と比較し、528万1,506円の増額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額4,336万8,157円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

139ページをお願いいたします。

139ページは損益計算書であります。

はじめに、収益であります。

1の営業収益は、1,426万8,630円で、使用料であります。

次に、中ほどの3の営業外収益は9,306万1,145円で、以上2項目を加えた総収益は1億732万9,775円となっております。

次に、費用であります。

2の営業費用は7,397万1,664円、4の営業外費用は831万4,716円で、以上2項目を加えた総費用は8,228万6,380円となっております。

この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、2,504万3,395円となっております。

次のページをお願いいたします。

140ページ、141ページは剰余金計算書であります。

はじめに、資本金、資本剰余金であります。動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

利益剰余金は、未処分利益剰余金の欄中のマイナス表示の金額は、昨年度決算において資本金への組み入れ及び減債積立金などへ積み立てられたものであります。

令和2年度においては、減債積立金などを取り崩した一方で、純利益2,504万3,395円を加え、利益剰余金合計は3,290万9,865円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より2,504万3,395円増加し、1億1,440万65円となるものです。

次のページをお願いいたします。

142ページは、剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金3,290万9,865円のうち、資本金へ2,718万5,265円を組み入れ、減債積立金へ522万4,600円を、建設改良積立金へ50万円積み立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

143ページは、貸借対照表であります。

はじめに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり12億8,278万254円で、前年度と比較し、3,945万1,935円の減額、(2)無形固定資産の合計は93万6,000円で、固定資産の合計は12億8,371万6,254円となっております。

2の流動資産の合計は1,086万5,463円で、内訳の主なものは、現金預金が895万5,245円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、4,051万9,201円減の12億9,458万1,717円となっております。

次のページをお願いいたします。

144ページは負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和2年度末未償還残高から令和3年度償還予定額を差し引いた残高2億532万3,970円であります。

4の流動負債の企業債4,297万9,928円は、令和3年度の企業債償還予定額であります。未払金454万9,233円は、委託料などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金11億7,615万7,034円から減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額2億4,942万143円を控除した合計額は9億2,673万6,891円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載しているとおおり11億8,018万1,652円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金8,092万4,287円、7の剰余金は、剰余金計算

書で申し上げましたように、資本剰余金合計は56万5,913円で、これに利益剰余金合計3,290万9,865円を加えた剰余金の合計は3,347万5,778円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、1億1,440万65円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、12億9,458万1,717円となっております。

以上で、議案第56号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算についてご説明いたします。

176ページをお願いいたします。

はじめに、漁業集落排水事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ) の排水処理状況であります。

年度末の排水戸数は286戸で、前年度と比較し、1戸、0.4パーセント増加し、排水区域内の普及率は1.4パーセントとなっております。

また、年間有収水量は6万3,101立方メートルで、前年度と比較し、288立方メートル、0.5パーセント減少しましたが、有収率は100パーセントとなっております。

(ロ) の財政状況であります。まず、収益的収支において、収入では、前年度と比較し、1,068万33円増額の9,966万5,713円。

支出では、289万60円増額の8,827万8,801円となり、この結果、単年度収支では、1,138万6,912円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で増額となった主な要因としては、他会計補助金などの増額によるもので、また、支出の主な増額要因は、修繕費などの増額によるものであります。

(ハ) の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率については、令和2年度の漁業集落排水事業会計決算

では、不良債務がないことから生じないものであります。

次に、162ページをお願いいたします。

162ページから165ページは決算報告書についてであります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款、事業収益の決算額は1億78万5,095円で、前年度と比較し、1,080万6,660円の増額。

また、支出では、第1款事業費用の決算額は8,838万1,183円で、前年度と比較し、202万8,687円の増額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、164ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は550万円で、前年度と比較し546万6,000円の増額。

また、支出では、第1款、資本的支出の決算額は3,927万8,203円で、前年度と比較し、1,140万1,802円の増額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額3,377万8,203円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

169ページをお願いいたします。

169ページは、損益計算書であります。

はじめに、収益であります。

1の営業収益は、1,119万3,920円で、主なものは使用料であります。

3の営業外収益は、8,847万1,793円で、他会計補助金などあります。

以上2項目を加えた総収益は、9,966万5,713円となっております。

次に、費用であります。

2の営業費用は7,692万3,084円、4の営業外費用は、1,135万5,717円で、以上2項目を加えた総費用は、8,827万8,801円となっております。

この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、1,138万6,

912円となっております。

次のページをお願いいたします。

170ページ、171ページは、剰余金計算書であります。

はじめに、資本金及び資本剰余金であります。ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

利益剰余金は、未処分利益剰余金の欄中のマイナス表示の金額は、昨年度決算において資本金への組み入れ及び減債積立金などへ積み立てられたものであります。

令和2年度においては、減債積立金を取り崩した一方で、純利益1,138万6,912円を加え、利益剰余金合計は2,199万3,296円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より1,138万6,912円増額し、3,872万3,435円となるものです。

次のページをお願いいたします。

172ページは剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金2,199万3,296円のうち、資本金へ1,244万9,205円を組み入れ、減債積立金へ904万4,091円を、建設改良積立金へ50万円積立するものであります。

次のページをお願いいたします。

173ページは、貸借対照表であります。

はじめに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、12億6,526万6,066円で、前年度と比較し、4,272万1,808円の減額。

(2)無形固定資産の合計は90万8,815円で、固定資産の合計は、12億6,617万4,881円となっております。

2の流動資産の合計は、1,645万880円で、内訳の主なものは、現金預金1,508万7,976円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、4,275万8,203円減の12

億8, 262万5, 761円となっております。

次のページをお願いいたします。

174ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和2年度末未償還残高から令和3年度償還予定額を差し引いた残高4億3, 390万3, 189円であります。

4の流動負債の企業債2, 863万5, 639円は、令和3年度の企業債償還予定額であります。未払金652万6, 629円は、委託料などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金10億714万679円から減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額2億3, 268万3, 970円を控除した合計額は7億7, 445万6, 709円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している12億4, 390万2, 326円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金1, 596万2, 146円、7の剰余金は、剰余金計算書で申しあげましたように、資本剰余金の合計は76万7, 993円で、これに利益剰余金2, 199万3, 296円を加えた剰余金の合計は2, 276万1, 289円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、3, 872万3, 435円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、12億8, 262万5, 761円となっております。

以上で、議案第57号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、上水道、ガス、下水道、農業集落排水、漁業集落排水事業会計の決算内容及び利益の処分案についてご説明を申しあげましたが、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中田敏彦） 審査途中ではありますが、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（中田敏彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） それでは、企業局の各事業会計の決算に関する審査意見をご報告させていただきます。

恐れ入りますが、座って報告させていただきますので、ご了承願います。

午前中に訂正表をお配りしておりますので、説明に入る前に意見書の33ページ、下線部が訂正となりますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

それでは、決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和2年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計決算でございます。

審査の結果であります、2ページをお開きください。

各事業の決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式により作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、各事業の令和3年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、主なものについてご説明いたします。

午前中の企業局の説明の繰り返しとなる部分もございしますが、ご了承願います。

まず、上水道事業会計であります、15ページをお開きください。

事業の概要であります、給水人口は2万5,435人で、前年度より613人の減、普及率は97.9パーセント、有収水量は280万6,721立方メートルで、有収率は72.6パーセントとなり、前年度と比較し5.3ポイント低下しております。

18ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります、表の下の説明をご覧ください。

アであります、営業収益5億1,280万2,217円に対し、営業費用は5億4,299万6,360円で、この結果、営業損失が3,019万4,143円とな

り、前年度より1, 376万456円の減益となっております。

イであります、営業外収益6, 025万3, 836円に対し、営業外費用は4, 136万4, 349円で、この結果、1, 888万9, 487円の利益となり、前年度より216万4, 335円の増益となっております。

ウであります、特別利益として、土地売却益等142万4, 653円が計上されております。

エであります、総収益は5億7, 448万706円、総費用は5億8, 436万709円で、純損失が988万3円となり、前年度より1, 017万1, 468円の減益となっております。

次の19ページをご覧ください。

(2)の経営比率であります、一つ目の経営資本営業利益率は、経営資本がどれだけの営業利益を生み出すのかをみる指標であります、マイナス0.44パーセントで、前年度より0.21ポイント低下しております。

二つ目の経営資本回転率は、経営資本から効率よく収益を上げているのかをみる指標であります、0.07回で、前年度より0.01ポイント低下しております。

次の営業収益営業利益率は、営業収益に占める営業力によって稼いだ利益の割合をみる指標であります、マイナス5.89パーセントで、前年度より2.77ポイント低下しています。

24ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和2年度の上水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益5億7, 448万706円に対して、総費用が5億8, 436万709円で、差し引き988万3円の赤字決算となった。

赤字決算は6年ぶりであり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、営業用や温泉旅館用等の給水量が大きく減少し、給水収益が減少したことなどによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

人口減少により、給水戸数や給水量の減少傾向が続く中、今後は、施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新によって、営業費用や建設改良費が増大すると見込まれており、「企業局のあり方検討委員会」の報告では、経営改善を進める上で経費削減等のこれまでどおりの取り組みでは限界があるとされている。

このため、他の事業も含めて、企業局全体の抜本的な改革を進めるための経営戦略の改定業務が進められており、今後示される新たな経営戦略の下で、収益の増加と経費の削減に向けた対策を効率的・効果的に進めることによって、公営企業としての上水道事業の役割を安定的に果たすよう望みたい。

以上でございます。

続きまして、ガス事業会計であります。

次の25ページをご覧ください。

事業の概要であります。供給戸数は9,460戸で、前年度より127戸の減、普及率は69.9パーセントで、前年度より0.5ポイント低下しております。

28ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。表の下の説明をご覧ください。

アであります。営業収益4億6,348万8,979円に対し、営業費用は5億933万5,421円で、この結果、営業損失が4,584万6,442円となりましたが、前年度より278万6,847円の増益となっております。

イであります。営業外収益2,041万9,015円に対し、営業外費用は182万3,457円で、この結果、1,859万5,558円の利益となりましたが、前年度より286万8,543円の減益となっております。

ウであります。総収益は4億8,390万7,994円、総費用は5億1,115万8,878円で、純損失が2,725万884円となり、前年度より8万1,696円の減益となっております。

次の29ページをご覧ください。

(2)の経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス2.86パーセントで、前年度より0.14ポイント上昇しております。

経営資本回転率は0.29回で、前年度より0.01回低下しております。

営業収益営業利益率はマイナス9.89パーセントで、前年度より0.01ポイント上昇しております。

34ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和2年度のガス事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益4億8,390万7,994円に対して、総費用が5億1,115万8,878円で、差し引き2,725万884円の赤字決算となった。

赤字決算は3年連続となっており、供給戸数の減少とともに、ガス原料価格の変動を料金に反映させる原料費調整制度によって、料金が下落し、ガス売上収益が減少したところによるところが大きい。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

ガス事業は、市の一般会計からの繰り入れは少額となっているが、「企業局のあり方検討委員会」の報告では、今後も人口の減少による供給戸数の減少が続くとともに、他の燃料への切り替えによって需要が減少することなども懸念されている。

また、施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新工事の増加によって、営業費用や建設改良費の増加も見込まれ、現行のままでの事業運営を続けると、数年のうちに資金ショートに陥ることもあり得るとされており、抜本的な経営改善対策が必要となっている。

このため、今後示される新たな経営戦略に基づいて、収益の増加と費用の削減に向けた対策を効率的・効果的に進めることによって、公営企業としてのガス事業に対する市民の期待に応えていくよう期待したい。

以上でございます。

続きまして、下水道事業会計であります。

35ページをご覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は、公共下水道分が1万833人で、前年度より30人の減、特定環境保全公共下水道分が2,866人で、前年度より56人の

減となっております。

水洗化率は、公共下水道分が76.2パーセントで、前年度より0.8ポイント上昇し、特定環境保全公共下水道分が63.7パーセントで、前年度より0.6ポイント上昇しております。

38ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。表の下の説明をご覧ください。

アであります。営業収益3億696万6,230円に対し、営業費用は6億4,033万3,784円で、この結果、営業損失が3億3,336万7,554円となり、前年度より2,358万1,667円の減益となっております。

イであります。営業外収益5億5,040万563円に対し、営業外費用は1億3,602万9,889円で、この結果、4億1,437万674円の利益となり、前年度より1,270万1,116円の増益となっております。

ウであります。総収益は8億5,736万6,793円、総費用は7億7,636万3,673円で、純利益が8,100万3,120円となりましたが、前年度より1,573万1,771円の減益となっております。

次の39ページをご覧ください。

(2)経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス2.05パーセントで、前年度より0.18ポイント低下しております。

経営資本回転率は0.02回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス108.6パーセントで、前年度より6.11ポイント低下しております。

45ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和2年度の下水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益8億5,736万6,793円に対して、総費用が7億7,636万3,673円で、差し引き8,100万3,120円の黒字決算となった。これは、3億3,336万7,554円の営業損失が生じたが、市の一般会

計からの繰入金等により、営業外利益が4億1,437万674円となったことなどによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

構築物等の多くの固定資産を有する下水道事業では、減価償却費等の営業費用が営業収益を大きく上回っていることから、市の一般会計からの繰入金なしに事業を維持することが困難な経営体質となっており、ここ数年間の繰入金額も5億円前後と、多額に及び、市の財政運営の圧迫要因となっている。

また、企業債の償還時には、一時借入を行うなど資金繰りが厳しくなっている。

当年度は、処理区域の拡大等もあって、排水戸数が増加し、有収水量も増加しているが、人口減少による有収水量の減少傾向は大きく変わるものではなく、事業を維持する上で抜本的な経営改善対策が必要となっている。

こうした中で、県と市町村の連携による下水道の広域化・共同化に係る協議により、維持管理の一部の業務の共同化が具体的に進みつつあり、こうした取り組みと併せて、今後、新たな経営戦略で示される経費の削減のための対策等を効率的・効果的に実施することによって経営の健全化を図り、公営企業としての役割を維持・向上させるよう望みたい。

なお、受益者負担金等の未収金、特に過年度分についてであります。多額に及んでいるので、受益者負担の公平性を確保するとともに、経営の安定に資するため、未納者の状況に応じた納入指導等を行い、早期の回収に努められたい。

以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業会計であります。

47ページをお開きください。

事業の概要であります。水洗化人口は964人で、前年度より15人の減、水洗化率は84.4パーセントで、前年度より0.9ポイント上昇しております。

50ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。表の下の説明をご覧ください。

アであります。営業収益1,426万8,630円に対し、営業費用は7,397万1,664円で、この結果、営業損失が5,970万3,034円となり、前年度より869万1,325円の減益となっております。

イであります。営業外収益9,306万1,145円に対し、営業外費用は831万4,716円で、この結果、8,474万6,429円の利益となり、前年度より659万7,072円の増益となっております。

ウであります。総収益は1億732万9,775円、総費用は8,228万6,380円で、純利益が2,504万3,395円となり、前年度より209万4,253円の減益となっております。

次の51ページをご覧ください。

(2) 経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス4.55パーセントで、前年度より0.79ポイント低下しております。

経営資本回転率は0.01回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス418.42パーセントで、前年度より60.27ポイント低下しております。

56ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和2年度の農業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益1億732万9,775円に対して、総費用が8,228万6,380円で、差し引き2,504万3,395円の黒字決算となった。

これは、5,970万3,034円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等によって営業外利益が8,474万6,429円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

限られた処理区域で、排水戸数の減少が続いており、使用料の伸びを見込むことは難しい状況にあり、また、構築物等の固定資産の減価償却費が多額に及んでいることから、事業を維持するためには市の一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない体質

に変わりはない。

今後とも徹底した経費の削減等によって、繰入金への依存度を可能な限り低下させるなど、経営の健全化に努め、公営事業としての役割を安定的に果たしていくよう望みたい。

以上でございます。

続きまして、漁業集落排水事業会計であります。

57ページをご覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は339人で、前年度より5人の減、水洗化率は91.4パーセントで、前年度より0.6ポイント上昇しております。

60ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。表の下の説明をご覧ください。

アであります。営業収益1,193万3,920円に対し、営業費用は7,692万3,084円で、この結果、営業損失が6,572万9,164円となり、前年度より224万3,955円の減益となっております。

イであります。営業外収益8,847万1,793円に対し、営業外費用は1,135万5,717円で、この結果、7,711万6,076円の利益となり、前年度より1,003万3,928円の増益となっております。

ウであります。総収益は9,966万5,713円、総費用は8,827万8,801円で、純利益が1,138万6,912円となり、前年度より778万9,973円の増益となっております。

次の61ページをご覧ください。

(2)経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス5.06パーセントで、前年度より0.37ポイント低下しております。

経営資本回転率は0.01回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス587.19パーセントで、前年度より25.37ポイント低下しております。

66ページをお開きください。

6のむすびでございます。朗読させていただきます。

以上、令和2年度の漁業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益9,966万5,713円に対して、総費用が8,827万8,801円で、差し引き1,138万6,912円の黒字決算となった。

これは、6,572万9,164円の営業損失が生じたが、一般会計からの繰入金等によって営業外収益が8,847万1,793円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

限られた処理区域にあつて、使用料の伸びを見込むことは難しい状況にあり、また、固定資産の減価償却費が多額で、事業を維持するためには、市の一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない。

今後とも、経費削減の徹底等によって繰入金への依存度を可能な限り低下させるなど、経営の健全化に努め、公営企業としての役割を安定的に果たしていくよう望みたい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和2年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計について、ご説明いたします。

審査は令和3年7月6日に実施いたしました。

その結果でございますが、2ページの表のとおり、審査に付された各事業会計の資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和2年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計の決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○委員長（中田敏彦） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許します。1番中田謙三委員の発言を許します。

○1番（中田謙三委員） 私からは2点、第53号の件についてお尋ねしたいと思いません。

1点目が大潟村への水道水の供給について。私が聞き及んでいるところによると、協議の場が途絶えた、そのように今聞いております。大まかな方向として、今後の方向、今後の取り組みについて、どのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

前段でまず今、大潟村では、それこそ良質な水道水が供給されていなくて、若いお母さん方含めて、コンビニへミネラルウォーターを買い求めて飲料水に代えているとか、そういう状況があらうかと思えます。あわせて、村内でもまず良質な水道水を求める声がありますし、村民以外の中でも今の大潟村当局の水行政に対することに対して異を唱える議員もおられるというようなことも聞いております。そのような中で、何でここに来て、私の記憶では大潟村さんからテーブルに着いてほしいとか、それで滝の頭、何で滝の頭に固執したとか、そのあたり私はよく理解できないわけですが、そのあたりはどのように捉えていったらいいのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

あわせて、国においては、企業会計の広域化、黒字化が求められていると思えますし、先ほど監査委員から監査報告がありましたけれども、男鹿市のこの各企業会計、どれも先行きはやっぱり抜本的な経営改善が求められていくと思えます。そういう中で可能なことであれば、大潟村さんに水の供給を果たして、広域化でお互いにまず企業会計を、そしてまた市民、村民に良質な水を供給するというのが我々ここにおられる人方の、市長の為政者としての務めなのではないのかなと、私はそう思います。その点について、それで先ほど話したとおり、仮の話ですが、有収量、有収率、どうなるかわかりませんが、供給がどのくらいになれば、どういう企業経営に対して方向性が、改善が見られるのか、そこらあたりまして試算したものがあるのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

もう一点は、旧野石地区簡易水道の浄水場です。冒頭、1点目に私、話しましたけれども、旧若美町当時の水道行政について考えてみると、男鹿市、それから五里合土

地改良区、それから渡部土地改良区、若美町のいろんな意味でのそれぞれの配慮があつて、今から25年くらいなるのかな、若美町も滝の頭の水を、町民に届けることができたと思います。そういう中で、ここに私が触れております野石地区簡易水道の浄水場は、野石地区の簡易水道の水源のために作られた浄水場でした。ちょうど大潟村に行く野石橋の近くというか、たもとに今あるわけですけれども、今現在は全長というか、滝の頭の水が供給されていますので、今は使われておりません。そういう中で、あそこが残っているわけですけれども、いろんな意味で処分しなければいけない方向だと思います。そういう意味で、ここにきてまず、そのことにも触れてみたいというようなことで今回取り上げてみました。この後の方向性なりを示していただければありがたいと思います。

以上2点よろしく申し上げます。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） ただいま2点の質問がありましたけれども、まず、大潟村への水道水供給についてご説明いたします。

平成22年8月17日付で大潟村から水道水供給について依頼があり、水道水供給に係る準備会を経て、これまで副市長、副村長を委員とする協議会を5回、課長、主幹、担当者を委員とする幹事会を20回開催しております。水源や供給水量などについて三つの供給方法を検討した後、平成31年1月9日の協議会において、新たに大潟村から提案された若美浄水場から一日1,600立方メートル供給する案を第4案として協議を進めてまいりました。

この案には、若美浄水場の施設能力と水源水量では、不足であるなどの五つの課題が挙げられております。そのため、大潟村へ水道水を供給する場合、滝の頭の水100パーセントではなく、根木浄水場とのブレンド水の供給にならざるを得ないということになりました。これは大潟村が求めている滝の頭の水100パーセントではないということから、この案の事業化は難しいとの判断に至っております。

このような経緯から、現在、協議会では、先ほど委員も申しましたとおり、結論を持ち越しているところであります。

なお、水道事業の経営を考えた場合であれば、現状では年間100戸程度の減少が続いていることから、大潟村のように新規に大口の需要家を確保することは経営の改

善に効果が大きいと考えております。経済効果についてですけれども、これについては供給方法などが確定していない状態でありますので、算出してはおりません。

なお、広域化についてですけれども、今、国では経営基盤の強化と経営の効率化の推進等を図るための有力な方策として、広域的な連携強化を求めています。現在、秋田県でも水道事業の広域連携について、勉強会や意見交換会などが開催されております。今後、近隣市町村とも情報を共有し、連携を図りながら、本市水道事業の安定した経営を最優先に考え、検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の旧野石宮沢地区簡易水道浄水場用地についてであります。

当該浄水場の財産処分については、平成30年6月21日に駐艇場の管理及び運営並びに観光事業を営む民間事業者より、当該浄水場の公有地売り払いについて申請があったことから、売却手続を進めてきたものであります。

当該浄水場については、昭和54年度に国の補助事業、水道未普及地域解消事業として補助金の交付を受けて事業を実施しております。補助事業として取得したもので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定める処分制限期間の対象となるものについては、財産処分後、補助金の返還が発生するものであります。そのため、平成31年2月25日付で秋田県生活衛生課を通して厚生労働大臣宛てに財産処分の承認を求める申請を行ったものであります。その後、資料の追加等を行い、改めて令和元年11月28日に厚生労働大臣に財産処分を申請し、令和2年8月4日付で厚生労働省から財産処分について承認されたものであります。

その後、市有財産の適切な処分を図るため、令和2年11月24日に男鹿市財産処理審査会を実施し、令和2年12月1日から条件付き一般競争入札による公募を行い、令和3年1月7日に入札を実施する予定でありました。法人2者の共同運営にて入札参加申込書が提出されましたが、入札直前で売却条件と両者の条件が合わないことを理由に、共同名義で辞退が提出され、ほかにも入札参加者がいなかったことから、入札は不調に終わったものであります。

辞退の理由は、当該浄水場内における井戸からの湧水が障害とのことでありました。令和3年6月3日、井戸から自噴している湧水の水量等を確認するため、購入希望者立ち会いのもと、井戸に設置している取水ポンプと配管に穴を開け調査をしたところ、自噴している水量は水圧もなく、水量も少なかったことから、購入希望者と井戸を覆

う工法について協議したところ、井戸を覆う方策で検討したいとのことで、その後、井戸を覆う工法について了承した旨の話をいただいたものであります。

今後、関係予算を9月補正予算に計上し、当該浄水場用地の処分について進めていきたいと考えております。

○委員長（中田敏彦） 再質疑ありませんか。

○1番（中田謙三委員） 2点、今答えていただいて、ありがとうございます。

冒頭に話したとおり、平成22年8月に大瀧村から、まずテーブルに着いてほしいと。そのことがある中で、結果的にはブレンド水では駄目だよと、そういうことでテーブルから外れられたように受けとめているわけです。ですけれども、やっぱりお互いの中で、これからは私の私案でものを話すわけですけれども、やはり今の現状が大瀧村はどうなのか、その状態の中で先ほど話したとおり良質な水を求める声もあるし、そういう水需要も高まってきている中で、何かしらの対策は大瀧村も講じなければいけない、そのような状況の中で、何でそこまでの話でブレンド水は駄目だと、それで今のようなことの中でテーブルから外れると。そのことが私はよくわからないわけですよ。あと、冒頭に話したとおり、何でブレンド水は駄目なのか、滝の頭でなければというか、そのあたりも、私どもとしては理解できないものなので、改めてその点をお尋ねしたいと思います。

あと、先ほど言うように、広域化というものは、当然この後、求められていくと思いますので、そういうふうになると、おのずと隣の行政区である男鹿市、大瀧村、おのずとそのような方向にならざるを得ないというか、私はそう考えますけれども、市長はその点についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

野石地区の簡易水道の浄水場の件について、先ほど売却条件があると。そのようなことの中で、湧水だと、それから、概ね工法が整理されてきているというような、そういう話ですけれども、そのことであるならば、やっぱりちゃんとした湧水を止めるなりして、売却条件に沿うような形の中でのことを今、予算化もというようなことをしていますけれども、そのあたりを見通しというか、当然予算化するととなると、その工法等も含めて額が決まってくるものだと思いますけれども、それでまず概ね話が整っていくのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○委員長（中田敏彦） 菅原市長

○市長（菅原広二） お答えします。

まず、旧野石宮沢簡易水道浄水場のことですが、非常に時間がかかって申し訳ないと思ってます。やっぱり仙台まで行ったりして、国のね、その交渉で時間がかかって、本当に私も忸怩たる思いでいるところでした。

それで、一番大事な公募者というか、応募者というか、その取得したいという人の意向を酌みながら、何とかその湧水しているものをきちんと止めるということは、まず不可能だと、そういう結論で、何とかその水路に流した状況で今、交渉が成立しようと、するものと私は確信しております。その方向で今進んでおります。

そしてまた、今、大事なその大瀧村の水の問題ですが、今まで幹事会20回やってきて、あとこれをやめると、そういう話が出たらしくて、私は直接、大瀧村の村長に会って、それはないと。あなたの方から今までやってくれとやってきたのに、それはないから、うちの議会にも説明がつかないと、市民に説明がつかないからということで、継続してやるということでやっています。私も村長と腹を割っていろんな話をしたりしています。

大瀧村で、今、議員が言ったように、なぜ滝の頭にこだわるのかと、それは10年前の話です。だから、今のまた村民の考え方は違ってきているんじゃないかといっています。ペットボトルは飲料水だけです。やっぱりその食事、炊事にも良い水が必要ですし、お風呂に入るにも良い水が必要です。大瀧村の議会でも議論されたのは、今まで協議会を続けてきたのは、水の量にこだわってきたのではないと。それは新しいその水源地をまた以前と同じように調整池の脇に井戸を掘って水源を確保すると。それじゃなくて、やっぱり水質が大事なんじゃないかという話をされて、私も意を強くしています。そしてまた、ある有力な事業家の方からも、やっぱり事業をするためには良い水でなければ駄目だと、そういう話をされています。私は大瀧村でもちょっと議論してもらったらしいですが、滝の頭の水だけじゃなくて根木の水も非常に良い水なんだと、そのことでもう一回話をしているところです。やっぱり大瀧村のことを考えると、やっぱり男鹿から水を引くのに、かなりの金がかかるんだろうと、そのことがかかなり心配しているんだと思います。試算では9億とか10億とか、そのぐらいの金がかかることを懸念しているんだと思います。私は将来的な浄水場の整備したり、また、年間の維持管理費のことをかかったら、10年、20年先のことを考えたらペ

イできるだろうと、そういう話をしています。そして、大事なところは、国庫補助を使ってそういう工事をする場合、3事業者が集まらないとできないらしいんです。今、大潟村と男鹿市しかないわけで、その2事業者ではなかなかそのことがクリアできないんじゃないかと話をしていますけども、私はいろんな切り口があると思っています。日本で注目されている大潟村ですから、厚生省にこだわらずに農水省の予算もあるかもしれない、また、この前、過疎法のことでも今適用なってるように、合併前の旧市町村で考えれば、若美、男鹿、大潟村と、そういう考えもありと思っていますので、そこあたりでもう一度頑張っってやっていきたいなと思っています。

議員がおっしゃってるように、今いろんなことを広域的に考えていく時代だと思っています。今進めているようにごみの問題、消防の問題、そしてまた衛生処理の問題とか、広域的に考えていかなきゃ駄目な時代で、そして今、本音を言うと、うちの水道事業もかなり厳しい状況にあります。今、大潟村の3,000人というのは、やっぱり大きなターゲットになりますので、そのことの大潟村の年間の維持管理費のことだけ考えたって、お互いに非常にメリットがあることだと思っていますから、あきらめないで交渉していきたい。今の現状では、なかなか難しい問題があると思いますけども、私は大潟村民に、もっといろんなこと、角度から訴えていくことによって、納得してくれることなんじゃないかなと。男鹿市民もまた、そのことによって自分たちも恩恵を受けると。男鹿市よし、大潟村よしと、そういう方向で何とか進めていきたいと思っていますから、皆様のご理解とご支援をお願いします。

以上です。

○委員長（中田敏彦） さらに質疑ありませんか。

○1番（中田謙三委員） 市長から方向性が見えてきたように思います。最後ですので、あと、私は今の大潟村の水道がどういう状況なのか、思い起こせばというか、今の野石地区簡易水道の浄水場、あの当時、野石地区に供給しておりました。特に夏場、このように暑くなる、それからお盆のとき、赤水が出る。洗濯ができない。風呂に入れない。水は飲料水としても飲めない。そういう経緯の中で、それこそ全町民に滝の頭の水を供給しなきゃいけないという、そういう思いで全町の水道計画ができたと思っています。今年もこういう雨量が少ない、高温だ。大潟村の水道水は、私、大変な状況なのかなと思いますよ。そこにどうこう私が言うわけではないですけども、そ

ういう状況が私は思い計られると。是非とも企業局の方々からもそういう情報を取りまとめて、やっぱり健康と、将来にわたってこの後続く隣の行政区ですので、一緒になってやっていこうという、今までの50年はこうであったけども、これからは、また100年、200年と続いていきたいと思いますという、そのために何が必要なのか、そのあたりを何とか切り口を見つけていただいで進めていただければありがたいものだと、私はそう思います。若干知らない話してしまいましたけども、この後の取り組みに期待して終わります。ありがとうございました。

○委員長（中田敏彦） 1番中田謙三委員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。18番吉田清孝委員の質疑を許します。

○18番（吉田清孝委員） 監査委員からは、45ページですか、下水道事業とかいろいろな抜本的な経営改善対策が必要となっているという見通しというか、そこで、この決算で、なかなか内部で経営改善をするというのは大変な中で、1,837万円ですか、企業局経営者戦略会計業務委託を委託して経営戦略を立ててこうだというふうにやったものだと思っております。その監査委員の指摘とか、この経営戦略会計業務委託の中で、今後これは下水道なのか企業局全体のガス事業なのか、上水道なのか、その業務委託の中身を受けて具体的にどういうふうに年次計画なりあれをもっていこうとしているのか、実施しようとしているのか、5年後、10年後に目を向けて、どういうことをやっていかれるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 経営戦略についてであります。昨年契約しまして、今年度と2カ年において、現在、検討していただいております。成果としては、今年の11月に成果品が上がることになっておりまして、現在あくまでも中間報告の段階ですけれども、まず一つには、水道、ガス、下水道も同じですけれども、まず需要家が大幅に減少していくと。人口減少が激しい中、いかに需要家を守るか、減少幅を減らさないでいくかというところ、それから、ガスにおいては、まず他燃料への切り替え、オール電化とかそういうことがあるわけですけれども、それを食い止め、また、現在、灯油などの燃料からガスへ切り替えてもらおうと、そういう方向も一つと考えております。

なお、現状のままいきますと、どうしても料金収入が減少することは間違いありま

せんので、当然、経費の方、支出の方をいかに切り詰めるかということも現在検討中
であります。ただ、現在、企業局の特色としましては、水道とガス、下水道という三
つを一つの事業所で扱っているという、これはいわば強みでもありますので、それら
を含めて職員の構成比などいろいろ検討して経費節減に努めてまいりたいと考えてお
ります。

現在のところは中間報告ですので、今年度最終の報告で改めて方向性を示させてい
ただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中田敏彦） 再質疑ありませんか。

○18番（吉田清孝委員） ガスも上水道も赤字になってきたのが、ここ二、三年だど
思ってます。そういう中で議会でも料金改定したときの話だけでも、何と申しますか
ね、安易な料金改定で値上げするということは、あつてはならないというふうに思う
わけです、簡単に言えばね。そういう赤字になった中で、こういう決算委員会をして
いる中でいろいろな意見を話しているわけですよ。そして一番あれなのは、やっぱ
り企業局全体でその見通しなりというのは、一番厳しい経営状況というのはわかるわ
けですよ。そして監査委員からも今回も非常に厳しい指摘というか、そういう環境
といいますか経営改善対策が必要ですと。議会も赤字になるとこれから大変だなど
いうことをいってる中で、流れがね、そうしてここでいろいろ指摘されているけれど
も、業務委託という、それが今回の11月に成果品が出てくるという中だけでも、
ここ二、三年の中で厳しい状況がこうっていった中で、まだというか何をしたのかな
といった部分が見えてこないというか、そこがね非常に何ていいますかね、取
り組みといいますか、そういう中で、もっともっと具体的にね、こうすべきだ、あ
あすべきだといったものが今回はよ、あってもいいのではないかなという意味で聞いて
いるんですけども、そのあたりがないように感じるんですけども、いかがですか。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 例えば職員の削減も一つありまして、例えばガス事業ですけ
ども、総数では変わりませんが、正職員ではなく再任用職員の雇用などで、昨年
であれば800万円くらいの減額という成果もあります。それから、電気料金なども、
使用契約の見直しを行いまして、これにつきましてはトータルで800万円の減額も

効果として見えているところであります。

なお、今年度におきまして、昨年度までガス工務課、上下水道課と分かれておりましたけれども、それを統合しまして人件費の削減に努めております。

以上です。

○委員長（中田敏彦） さらに質疑ありませんか。

○18番（吉田清孝委員） 今度ね、細かい話になっていくけども、例えば監査委員から受益者負担金の過年度分が多額に及んでいるとか、まずね。それから、昨日のあれで債権放棄というか、使用料の債権放棄の議案とか出てきている中で、収入の確保といいますか、そういうことに対してどうなっているのかなといった部分が、監査委員から指摘もある中で、受益者負担金が多額の部分のあれっていうのは、これ見るとちょっとどこに数字が出ているのかなと、何千万ぐらいよ、それをあと、その何ていうの、受益者負担金もいわゆる納入もされない、債権放棄までいってるのかなといった部分だとか、そういうこともちょっと心配したりするわけです。

それから、ちょっと細かい話であれなんだけども、下水道においては流域下水道に対する負担金というか、それといわゆる使用料の中で不明水だとかそういう部分でも、対応しているのかなだとか、経営上、そういうことに対する対応の仕方というのはどういうふうにされているのかなとか、細くなるとね、そういうことを感じながら、そういうことはでもね、細かい話の中だけども、抜本的な経営改善というのが、今回も指摘される。我々は2年ぐらい前からしゃべってることがよ、何かもう、もっとあってもいいのではないかなというのがちょっとね、その今、11月を受けて一千八百何万円もかけた金というのは、2年かかってという意味で進んでるということですか。まずね、そこのあたりを、もうちょっとその中間報告というか、11月までにくる間にスピード感をもってこうだという、この決算の上で今何かあるのかなということをひとつお聞かせ願えればなと思います。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 経営戦略につきましては、次の議会でまた説明をしたいと考えております。

未収金の件ですけれども、先ほど監査委員からも指摘がありましたとおり、まず下水道の負担金・分担金、多額に及んでおります。具体的には、令和3年3月末現在で約

400万円、使用料別にしてはすけれども、事業が終わっていますので、今後、新規に発生することはないんですけども、使用料の未収金の対策とあわせて、現在、企業局全体で取り組んでおります。

あと、不明水につきましては、業者委託をして調査をするなどして、そちらの対策も進めているところです。

以上です。

○委員長（中田敏彦） 18番吉田清孝委員の質疑を終結いたします。

○18番（吉田清孝委員） ありがとうございます。

○委員長（中田敏彦） ほかに質疑ありませんか。15番三浦利通委員の発言を許します。15番

○15番（三浦利通委員） 私からも何点かお尋ねいたしますけれども、今、議長も質疑された内容と、さらに詰めた部分もありますし、また、議長とはまた違った捉え方、見解ももった意味で質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど監査委員からそれぞれ各会計に対する内容について意見がございましたけれども、今、上水道の方からいきますけれども、何だかんだ言ってもやっぱり男鹿市の市の形態が人口減少、高齢化において、特に水なんかというのはお年寄りの人方ってそんなに多くは使わないということが一番のここへきて決定的な、やっぱり各上水と、それからガスについてもしかり。下水道についてだって、やっぱり後継者、若い人がおらなければ、あとお年寄りの人方は、下水道つながなくてもいいやっていう、これの現状が大きな要因になっているのではないかなという気がします。ですから先ほどもあったように、中田委員も大潟村への水道水の供給のやり取りをしていましたけれども、上水道については、やっぱり新規の会社、企業等を何とか村に対する供給もそのとおりですけれども、進展していくような方向でお願いしますけれども、あわせて市内における水をやっぱりがりっと多く使ってくれるような、そういう動きというか働きかけも市当局もそれなりにやっているとは思いますが、積極的にやっぱり進めなければ、ますます大変な状況になってくるのかなと思います。

具体的に監査委員の上水道のむすびの部分でも示してありますけれども、当局の経費節減、ここはさっきの議長とちょっと見解が違いますけれども、今までも相当それなりにやってきたと。これ以上またさらに何ができるのか、やれるのか、俺はあまりた

いしたことでできないと思う。むしろ、これが限界なのでないかと。逆に人を減らす、管理費を減らすことによって、何かのトラブルとか問題が発生すればどうなるのかというようなことも、そういう危機感もやっぱり持ち合わせた方がいいんでないかと、そういう気がします。今まで、我々にも責任ありますけれども、議会も一定の責任あります。相当旧男鹿市内においては、水道の管が昭和30年代、40年前後に入れたものが相当残っていて、今、相当ある意味では投げてきてしまったのが今、何ページだっけか、相当工事を進めていると。そういうツケがここにきてやっぱり会計を重荷にしていることが背景にあるのかなと。恐らくこの後もそういったこと等が出てくると思いますので、将来的な事業経営をきちっとやっぱり維持するとすれば、やっぱり一定の適正な市民からの負担を求めていかざるを得ない。吉田議長は、安易な値上げは、あつてはならないって言ったけれども、そういう言い回しも当たる部分があるかと思いますが、私からすれば将来的なことを考え、経営をきちっとやっぱり市民からも安心してやっぱり対応して、市が対応していただくというようなことを担保する意味では、一定の負担ってこれは、その時々適正なる料金は求めていかざるを得ないと。先ほど示したように、新たなやっぱり使用者、使用料が増えていけば、それは経営はそれなりに改善する。それが不可能だと、それしかないんでないかなという気がする。そういったことも、監査委員というのは、具体的にこうせ、ああせとは言えない立場みたいですので、検討の在り方委員会、ここだって書いたものは出すけれども、いざ実際やるのは、今度、企業局のスタッフ、それから管理者の市長の判断でやっていかざるを得ないということが往々にしてあります。そういった観点からも、今言った部分は、やっぱり適正な水道料金のことを引っ張り出しましたけれども、負担のあり方、あるべき姿というのは、やっぱりこういう機会に我々にも示した中で議論を進めていかなければ、ある意味では吉田議長言ったように、ああいうとき、ぼんと出してきて、今度料金このぐらい上げるって、これは議会の立場では相当やっぱり厳しい意見が出てくるのは、これは明解だと思いますから、そういった部分も早め早めにシミュレーションしながら出していただく考え方、局長あたり持っているのかどうか聞かせてください。

それから、先ほど未収金のことがありましたけれども、上水道、下水道とかって未収金が結構ある。下水道なんか特に大きい金額がありますけれども、これは企業局、

皆さんがきちっと督促したり何なり、回収したりっていうようなことを当然やっぱり担当部局としては必要だと思いますけれども、税務課あたりはどういう形で関わっているのか、そこら辺。市長はオール男鹿とか役所全体でということを行うけれども、税務課から見れば、これはやっぱり企業の責任でやるべきことだというぐらいの捉え方もされているんでないか、違うんだべか、がりっとやってるんだべか。下水道の関係で、俺さっき計算したっけ、収入の8パーセントぐらいの未収金がある。普通の一般の会社、企業なら、物は売ってるけども収入、代金が入ってこないっていうのは、これつぶれるや。企業局は特別会計だから、経営体なんだから、こういう部分はやっぱり精査する、もうちょっと頑張る部分が、局長、ないんだべか。頑張ってるけどもよ、ちょっとお聞かせください。

それと、下水道の関係ですけれども、皆さん特にご案内のように、かつての昭和の終わりから平成の初期、特に竹下総理なんか、バブルの頃にイケイケゴーゴーで相当やっぱり下水道の事業というのは、何ぼでも国が金を出してやるべきで、やってもらいたいという、それに乗った市町村、特に地方というのは、今こういう状況になるというのは誰もが予想しなかった。そのツケが先ほど示されたように、下水道は本管は走って、自分の鼻っばしの所までみんな管走ってるけど、なかなかつなぐ住民が少ないというような状況になってしまったんで、たまたま菅原市長は、それでは駄目だということで、あとストップかけた状況がありますけども、しかしながら公共下水道、さっき見だっけ、たった155億円前後の借金、これまで何としたんだがっていうのは、相当やっぱり頭重たくなるような状況で、市長、これあれでねが、先ほど言ったように国も一定の責任、相当大きいんだから、いろんな機会に国さよ、やっぱり申入れというか要望的な声を上げて、やっぱり取り組んでいかざるを得ないんでないか、これだっで一市町村の力では、とてもじゃないが、これだけあと財政が破綻するんでねがなという気がしますけども、その辺の考え方もちょっとお聞かせください。

以上です。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 4点ほど質問がございましたけども、まず、料金のことについてであります。

水道を例にして申し上げますけども、先ほども申しましたとおり年間100戸程度

減少しております。人口の減少が原因であると考えられておりますけれども、これに伴い、料金収入の減少も見込まれます。昭和60年以降、35年間、料金改定をしていないこともあり、現在、給水原価が販売価格を上回った状況、いわゆる原価割れにあります。今後、人口減少の加速により有収水量が予想以上に落ち込むことが予想されます。現在、令和3年に損益が赤字、令和15年には資金ショートの可能性もございます。料金改定は経営努力の末の最後の手段と心得ておりますが、いずれかの時期には資金の枯渇が考えられますことから、料金改定等の対応時期を見誤らないように注視しながら健全経営に努めていきたいと考えております。

次に、未収金です。未収金につきましては、決算書に出ている数字は3月31日時点のものであります。これにつきましては、請求書が発行された時点で未収金として計上されるために、非常に高額でありますけれども、実際、年度末であれば上水道、ガス、下水道、全部を足して使用料であれば700万円くらいになります。このように見た目と実際の未収金は大きく異なるものでありますけれども、前回の6月定例会の分科会の際に三浦委員からも全庁で、全市を挙げて未収金の対応をしてはどうかと、そういうことも企業局内でも検討してきました。ただ、今年度については、ちょっとコロナの関係がありまして、このお盆中に例えば下水道の未収金、帰省する方に直接お会いして対応するのは、あまり好まれないのではないかとということで、ちょっと今年度については企業局内での対応としているところです。

次に、税務課との関連です。平成30年度に税務課債権管理室に移管した額は5件、約26万円というふうに、一定の期間経過したものについては現在税務課の債権管理班の方に移管して、そちらから徴収をお願いしているところです。

○委員長（中田敏彦） 三浦企業局管理課長

○企業局管理課長（三浦幸樹） 私の方からは、未収金の回収状況についてご説明いたします。

未収金につきましては、各会計、今回の決算でお示しました令和3年3月31日時点であります。例えば上水道事業につきましては、3月31日時点で4,906万4,439円、これは使用料プラス、メーター使用料だったものが、5月時点では543万4,341円となっており、未収金を回収しております。

また、ガス事業におきましても3月31日時点では5,227万6,884円だっ

たものが、548万4,681円、それから、下水道事業についても2,569万9,953円から322万3,789円ということで、未収金については努めて滞納として残らないように対応してまいります。

○委員長（中田敏彦） 菅原市長

○市長（菅原広二） 補足させてもらいます。

まず一つ、経営戦略のことですけれども、柳の下にドジョウは2匹いないということもありますけれども、私は手前味噌ですけれども、病院の経営改革は非常にうまくいったと思うんです。それですぐ成果が出せた。コロナ禍でどこの病院も大変ですよ。5パーセント、10パーセント。減益だと。何とか今の男鹿の病院は1億3,000万円から5,000万円ぐらいの改善はできてる、そういう可能性を非常に感じています。まだ病院は大変ですけれども、まだ打つ手はある、そういう切り口を持ってます。

大変なのは企業局です。なかなか切り口がない。それが私の本音です。けれども、経営戦略というのは、職員と一緒にやっていくと。職員の意識改革をやっていくと、そのことが非常に大事なことです。コンサル任せじゃなくて、一緒に取り組んでいくんだと。今、議員の皆さんからいろいろ指摘された下水道、上水道、ガスについて、まだまだ切り口があるだろうと、考えれば、そういうことを何とか考えていきたい。企業局の職員は企業局の職員です。自分たちで採算を取れないと料金ももらえない、ボーナスももらえない、そのぐらいの気持ちでやらないとうまくないと思っています。私は、まだまだ濡れた雑巾を絞っている状況だと思っていますので、そういう意識改革、そのことがまだ大事です。企業局は独占企業ですので、NTT、電力も経営改善を図っています。何とかそういう気持ちで取り組んでいきたいと思っています。

具体的には、例えば中間の入れ替えがワンパターンでやっていることがあるかもしれない。そこをやっぱりメリハリつけて、本当に状況を見れば土質の悪いところ、設置条件の悪いところ、そういうところを調査しながらやっていくとか、例えば昨年あたりもこういうことがありました。管が旧管の入れ替えを国土交通省で管を入れ替える時、旧管を撤去してくれと、そういう通達が来てるので、県で撤去だと、そういう話がありました。いや、それはうまくないと、私はそれは認められないと、そういう話で交渉して、結局、撤去しないで充填で済ませたりしたことがあります。発注の仕方、もしかすれば今までの既存の業者だけでやってるような状況がないわけでもな

いです。だから私はまだ微々たることになるかもしれないけども、そういう改善をしていきたいと、そういうことを思っています。

あと、議員からも指摘されたように、大きな問題は、下水道は本当に今、ネックなってます。これから、このままでいくと市の財政を圧迫するのは下水道だと。でも、やってしまったのは仕方ない。この下水道やった大儀は環境保全と、大きく言えば八郎湖の環境対策のためにこの下水道やったんです。旧若美町、男鹿。だから、私はもっともっとな、国なり県なりの方針に従って素直に従順にやってきた結果がこうなってることもあるので、これから西部承水路の環境保全と、そのことも絡めながら、もうちょっと、もうちょっとでなくてしっかり頑張っていきたいなと、そういうことを思っています。何とか議員の皆さんからも、そこあたりのことご理解願いながら、いろんなその方策をね、知恵を出してやっていきたいと思っておりますから、よろしくご指導ください。その今、経営改善の中には、先ほど指摘されたガスのあるべき姿、それから、今の上水道のあるべき姿、下水道のあるべき姿、もうちょっと、もうちょっと、もっと具体的な話があるもんだと思っております。途中経過は私はまだ聞いてないですけども、受けたコンサルにはかなり私はプレッシャーかけて、病院と同じぐらいの成果を出してくれという話をしてますので、何とか企業局の職員とコンサル、私たちが一緒になって取り組んでいくこと、改めて約束したいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（中田敏彦） 再質疑ありませんか。

○15番（三浦利通委員） まず、私もたまたま所管ですので、あとこれ以上やめますけども、菅原市長に言わせれば、先ほどあったように、まだまだ企業局は濡れ雑巾の状態だと、絞るような意気込みをしゃべっていましたがけれども、いずれにしてもずっと出たような様々な難しい課題が山積している企業局で、やっぱり今現在、企業にいる職員の皆さんも大変な状況、我々もきちっと理解、認識しております。ただし、どなたかがこういう状況をやっぱり打破していかなければ、絶対男鹿市のやっぱり発展、未来というのはないわけですから、何とか今まで以上に皆さんも頑張っ、我々もいろんな機会にまた、市長とも議論をしながらやっていかなければいけないテーマなのかなと思っております。まずお互いのこの後のさらなる議論とご奮闘を祈念して終わります。

以上です。

○委員長（中田敏彦） 15番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠委員の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠委員） 私からは、公営企業、監査委員からの審査意見書、これを見て感じたことがありましたので、確認の意味も含めて伺いたいと思います。

着目したのは、今回、むすびでいろいろ書いていただいているんですが、そこに黒字になった内容がございます。下水道会計、また、農業集落排水、漁業集落排水、こういうもののコメントを見ますと、黒字になったその主な要因は、一般会計からの繰入金ということを書いてあります。これがちょっと気になって、その点まず各会計をもう一回見直ししました。そうすると、ちょっと一般会計からの繰入金でもってプラスになった、その基準というのがちょっとよくわからなくなって今質問させていただきます。

五つあるこの会計の中で上下水道の項目につきまして、ひとつ質問いたします。

24ページに書いてありますが、この意見書の24ページですね。ここを見ますと、上の方に一般会計からの繰入金というのが書いてあります。それでいきますと、この繰入金というのは総務省の繰り出し基準で出しているということが書いてあるんですが、左側にこの繰り出し基準額があって、実際の繰入額、決算額が右側の方にございます。ほとんどは、病院会計もそうですし、ほとんどはこの繰り出し基準額の満額まで繰り入れしているんですが、上水道ですね、ごめんなさい、上水道ね。上水道の2番目、統合水道に係る事業統合後に関する建設改良に要する経費というのが、繰入額が満額は出てないんですね。ここだけが何か出てないんですね。これが一つ、繰り出し基準が3,182万円、これぐらい出せたのに、実際繰入額は1,428万円しか出てないんです。それでもって差額が1,500万円ぐらい本当は出せていたのに赤字が988万円。1,500万円プラスしていれば赤字にならなかったんじゃないかなって、ここ思ったんですけど、こういう考え方ですね、このときのこの繰入額の繰り出し基準まで満額までもっていかなかったこの考え方がよくわからないので教えていただきたいと思います。ここだけなんですね。

それと、ほかの会計でプラスになったところがございます。下水道会計、ページで見ますと44ページでございます。いっぱい項目がございます。上の方に一般会計か

らの繰入金とございます。一般会計からの繰入金は5億4,409万6,000円と。総務省繰り出し基準に基づくものは、そのうち4億1,775万2,000円、76.8パーセントであると考えてございます。こう見ていくと、みんな基準額ずっと出てきてるんですけど、一番下にその他ってございます。これが1億2,634万5,000円、この部分というのは、予算よくわかってないんですけども、すいません、その他以外は総務省の繰り出し基準でもって出している部分であって、このその他っていうのは、この考え方、このもののこういう数字の出し方、これについてどういう考え方を持っているのか、これは1億2,634万5,000円、その他で繰り入れしました。そのことによってここは8,100万円の黒字になりました。同じように農業集落排水も、やはりその他というのがございます。これは56ページにございます。これもその他が多いんですね。それでプラスになっている。漁業集落排水も同じです。一番最後のページ、66ページです。これでもって黒字になっているんですね。この辺の黒字になっているのは、一般会計から総務省の基準でないのに出している。となると、考え方として一般会計というものから出してプラスになりましたというものは、もしかしたら一般会計にお返ししなきゃいけないっていう考え方は出てこないんだろうかと、そういうことを市税を預かる者としては、全体としてはそういう考え方にならないんだろうかということを疑問に思いました。その辺の考え方について伺わせていただければと思います。

○委員長（中田敏彦） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 繰入金のことについてですけども、まず水道事業についてあります。確かに繰り出し基準以内でありますけども、これは繰り出しの基準として財政状況によるものということがありまして、市の財政状況も非常に苦しい中、なかなか満額をいただけないと。また逆に、今回赤字になりましたけども、これまでその繰入金の中で何とかやりくりをできたということで、この金額で双方の合意がなされていたものであります。

下水道ですけども、これにつきましては、下水道単独ではなかなか経営が成り立たないということから、一般会計からの繰入金にお世話になっているところが大きいところですけども、この基準外の計算ですけども、基本的には不良債務を出さないというところで双方の合意に基づいて額を決定しております。

先ほど委員が申しましたとおり、であれば黒字部分は返還するべきではないかというこの質問もありましたけども、経理そのものは年度を継続していきますので、これがずっと積み重なっていくものではないと、そういうふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（中田敏彦） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠委員） この基準、双方の当初の考え方、合意によってこういうものは決まるということであったのであれば、何で上水道だけというのは、やっぱりちょっと疑問は残るんですが、ほかのは見込みがちょっとそうだったのかというぐらいいしかわからないなと思うんですが、どこ見てってもみんな満額なってるのに、あれ、おかしいなっていうことを非常に思いました。これから我々もまず予算のときに注意して見ていかなきゃいけないなと思っておりましたが、決して、確かに下水道は厳しいのはわかっておりますので、このまま経営的には、そのままいくのはいいんですけど、ちょっとやっぱり一回はつきりさせておこなきゃいけないなと、実際はどうなのかなというところをはつきりさせておこなきゃいけないかなと思って質問いたしました。答弁はいいです。ありがとうございました。

○委員長（中田敏彦） 10番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（中田敏彦） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第53号令和2年度男鹿市上水道事業会計決算の認定について採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（中田敏彦） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和2年度男鹿市ガス事業会計決算の認定について採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（中田敏彦） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定す

べきものと決しました。

次に、議案第55号令和2年度男鹿市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定について採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これにて企業局事業会計の審査を終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告については、当席にご一任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

次に、お諮りいたします。冒頭皆様にお諮りいたしましたように、本委員会の日程についてであります。すべての日程を終了いたしましたので、本日をもって終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(中田敏彦) ご異議なしと認めます。よって、これにて決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時44分 閉 会